

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）
 改正案
 新旧対照表（抄）

改 正 案

現 行

目次

第一章から第五章まで （現行のとおり）

第六章 （現行のとおり）

第一節 配慮書等に係る知事の意見書の作成（第七十五条の二）

第一節の二 第二種事業に係る判定手続（第七十六条―第七十八条）

第二節から第四節まで （現行のとおり）

第七章及び附則 （現行のとおり）

第一条から第七十五条まで （現行のとおり）

第六章 （現行のとおり）

第一節 配慮書等に係る知事の意見書の作成

（配慮書等に係る知事の意見書の作成等）

第七十五条の二 知事は、事業者から配慮書（環境影響評価法（平成九年法律

第八十一号。以下「法」という。）第三条の三第一項に規定する配慮書をいう。

以下同じ。）の案又は配慮書（以下この条において「配慮書等」という。）に

ついて法第三条の七第一項の規定により意見を求められたときは、当該配慮

書等について、審議会の意見を聴いた上で、環境の保全の見地から審査し、

その結果に基づく意見を記載した知事の意見書を作成するものとする。

2 知事は、前項の意見書を作成したときは、当該意見書を事業者に送付する

とともに、その内容を公表するものとする。

第一節の二 （現行のとおり）

（届出書面の送付等）

第七十六条 知事は、法第四条第一項各号に定める者（以下「主任の大臣等」

という。）から、法第四条第二項に規定する届出に係る書面の写しの送付を受

けたときは、その写しを同項に規定する区域を管轄する区市町村長に送付す

るとともに、規則で定める期間を指定して法の規定による環境影響評価その

目次

第一章から第五章まで （略）

第六章 （略）

第一節 第二種事業に係る判定手続（第七十六条―第七十八条）

第二節から第四節まで （略）

第七章及び附則 （略）

第一条から第七十五条まで （略）

第六章 （略）

第一節 （略）

（届出書面の送付等）

第七十六条 知事は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」

という。）第四条第一項各号に定める者（以下「主任の大臣等」という。）か

ら、法第四条第二項に規定する届出に係る書面の写しの送付を受けたときは、

その写しを同項に規定する区域を管轄する区市町村長に送付するとともに、

他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見を求めるものとする。

第七十七条から第八十四条まで (現行のとおり)

(準備書に係る区市町村長の意見)

第八十五条 法第二十条第一項の規定による知事の意見書の作成については、第八十条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第六条第一項に規定する地域」とあるのは「法第十五条に規定する関係地域」と、「法第十条第二項」とあるのは「法第二十条第二項」と、同条第二項中「法第六条第一項に規定する地域」とあるのは「法第十五条に規定する関係地域」と読み替えるものとする。

第八十六条及び第八十七条 (現行のとおり)

(法対象事業に係る計画段階環境影響評価等)

第八十八条 法第二条第二項に規定する第一種事業及び同条第三項に規定する第二種事業(法第三条の十第一項後段の規定による通知に係るものに限る。以下「通知第二種事業」という。)については、第二章の規定は適用しない。

2 通知第二種事業については、第四十条第一項第三号中「計画段階環境影響評価の手続」とあるのは「法第三条の十第一項の規定による手続」と読み替えて適用する。

3 法第二条第三項に規定する第二種事業(法第三条の十第一項後段の規定による通知に係るものを除く。以下「非通知第一種事業」という。)については、第十一条第二項、第十二条第五項(広域複合開発計画に係る部分に限る。)、第二十五条から第二十七条まで、第二章第四節、第三十七条第一項第二号及び第三十九条の規定は適用しない。

4 非通知第二種事業については、第二十四条第一項中「調査計画書(次条に規定する調査計画書の作成等の免除の適用を受ける場合にあつては、評価書案)を提出するとき」とあるのは「法第四条第一項の規定による届出をするとき、又は法第六条第一項の規定による送付をするときのいずれか早いとき」

規則で定める期間を指定して法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについての意見を求めるものとする。

第七十七条から第八十四条まで (略)

(準備書に係る区市町村長の意見)

第八十五条 法第二十条第一項の規定による知事の意見書の作成については、第八十条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「法第六条第一項に規定する地域」とあるのは「法第十五条に規定する関係地域」と、「法第十条第二項」とあるのは「法第二十条第二項において準用する法第十条第二項」と、同条第二項中「法第六条第一項に規定する地域」とあるのは「法第十五条に規定する関係地域」と読み替えるものとする。

第八十六条及び第八十七条 (略)

(法対象事業に係る計画段階環境影響評価等)

第八十八条 法第二条第二項に規定する第一種事業及び同条第三項に規定する第二種事業については、第二章の規定は適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、法第二条第四項に規定する対象事業(以下「法対象事業」という。)については、第四章、第六章(この条を除く。)並びに次条及び第九十条の規定を除き、この条例の規定は適用しない。

3 法対象事業であつて、主務大臣が定める内閣府令又は省令の規定に基づき事後調査を行うこととなつたものについては、前項の規定にかかわらず、第六章(この条を除く。)並びに次条及び第九十条の規定を除き、この条例の規定は適用しない。

と、第三十七条第一項第一号中「第四十条第一項の規定により調査計画書を提出するまで（第三十三条第四項の規定の適用を受ける場合にあつては、第二十九条の規定により特例環境配慮書等を提出してから第三十五条において準用する第二十四条の規定により書面を提出するまで）」とあるのは「法第四条第一項の規定による届出をするとき、又は法第六条第一項の規定による送付をするときのいずれか早いときまで」と読み替えて適用する。

5 法第二条第四項に規定する対象事業（以下「法対象事業」という。）については、第一項及び第三項に定めるもののほか、第三章、第九十二条及び第九十三条の規定は適用しない。

6 法対象事業については、第六十五条第一項中「第五十八条の規定により提出した評価書」とあるのは「法第二十六条第二項の規定により送付した評価書（東京都の区域内で実施される事業に係る部分に限る。）」と、同条第二項中「事業段階関係区市町村長」とあるのは「法第二十六条第二項の関係区市町村長（東京都の区域内の特別区及び市町村の長に限る。）」と、第六十六条第一項中「対象事業に係る工事」とあるのは「第八十八条第五項に規定する法対象事業に係る工事（東京都の区域内で実施される法対象事業に係る工事に限る。）」と、同条第二項中「事業段階関係区市町村長」とあるのは「法第二十六条第二項の関係区市町村長（東京都の区域内の特別区及び市町村の長に限る。）」と、第六十七条第一項中「対象事業に係る工事」とあるのは「第八十八条第五項に規定する法対象事業に係る工事（東京都の区域内で実施される法対象事業に係る工事に限る。）」と、同条第二項中「事業段階関係区市町村長」とあるのは「法第二十六条第二項の関係区市町村長（東京都の区域内の特別区及び市町村の長に限る。）」と、第六十八条第一項中「対象事業に係る工事」とあるのは「第八十八条第五項に規定する法対象事業に係る工事（東京都の区域内で実施される法対象事業に係る工事に限る。）」と読み替えて適用する。

第八十九条から第九十一条まで（現行のとおり）

第八十九条から第九十一条まで（略）

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第九十二条 (現行のとおり)

2 前項の規定により、都市計画決定権者(知事が都市計画決定権者の意見をあらかじめ聴いて、事業段階環境影響評価の手續を事業者が行うことが適当であると認める場合にあつては、事業者)が第五十八条の規定により評価書を作成したときは、当該都市計画決定権者又は当該事業者は、都市計画法第十八条第一項又は第十九条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による当該評価書に係る対象事業について定められる都市計画案の東京都市計画審議会又は特別区若しくは市町村が置く都市計画審議会(以下この条において「東京都市計画審議会等」という。)への付議と合わせて、東京都市計画審議会等に当該評価書を送付するものとする。

第九十三条から第九十五条まで (現行のとおり)

別表 対象事業(第二条関係)

一から十九まで (現行のとおり)

二十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第一条第五項に規定する工業団地造成事業

二十一から二十三まで (現行のとおり)

二十四 都市計画法第四条第十項に規定する第二種特定工作物の設置又は変更

二十五から二十七まで (現行のとおり)

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第九十二条 (略)

2 前項の規定により、都市計画決定権者である東京都(知事が都市計画決定権者の意見をあらかじめ聴いて、事業段階環境影響評価の手續を事業者が行うことが適当であると認める場合にあつては、事業者)が第五十八条の規定により評価書を作成したときは、当該都市計画決定権者又は当該事業者は、都市計画法第十八条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による当該評価書に係る対象事業について定められる都市計画案の東京都市計画審議会への付議と合わせて、東京都市計画審議会に当該評価書を送付するものとする。

第九十三条から第九十五条まで (略)

別表 対象事業(第二条関係)

一から十九まで (略)

二十 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)第一条第六項に規定する工業団地造成事業

二十一から二十三まで (略)

二十四 都市計画法第四条第十項に規定する第二種特定工作物の設置又は変更

二十五から二十七まで (略)